

行方市告示第85号

行方市地域計画変更等に関する事務処理要領を次のように定める。

令和7年4月28日

行方市長 鈴木 周 也

行方市地域計画変更等に関する事務処理要領

(目的)

第1条 この事務処理要領は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に基づく「地域計画」について、計画変更申請があった場合に関し必要な事項を定めるものとする。

(変更計画の申請)

第2条 地域計画の変更許可を受けようとする者は、地域計画変更申出書を提出するものとする。

(変更計画の審査)

第3条 申出書を受理したときは、変更計画が次の各号に掲げる認定要件に適合しているかにおいて審査するものとする。

- (1) 変更計画が行方市地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (2) 変更計画が行方市地域計画への多大な影響がないという見込みが確実であること。
- (3) 変更計画の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための影響が少ないものであること。

(変更計画の認定)

第4条 認定に当たっては、前条の要件のほか、次条に規定するものに意見を求めた上で、当該地域計画変更の認定の可否を決定するものとする。

- 2 軽微な変更については、次条に掲げる機関からの意見に基づき変更できるものとする。
- 3 第1項の認定を行うことを決定した申請者に対しては、公告及び縦覧終了後に地域計画変更認定書を交付し、認定を行わないことを決定した申請者に対しては、この旨を通知するものとする。

(審査機関)

第5条 変更計画の審査に当たっては、次の各号に掲げる機関から意見を求めるものとする。

- (1) 行方市地域計画策定検討委員会(太陽光開発又は大規模な変更の場合)
- (2) その他市長が必要と認める者(地権者・耕作者等)

(事務)

第6条 変更計画の審査及び認定に関する事務は、経済部農林水産課において処理する。

(補則)

第7条 この事務処理要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。